

宮崎県建設技術センター
指定管理者募集要領

令和6年7月

宮崎県県土整備部管理課

—目 次—

1. 施設の概要	1
2. 指定管理者が行う管理の基準	2
3. 指定管理者が行う業務の範囲	4
4. 指定期間	5
5. 経理に関する事項	5
6. 募集に関する事項	6
7. 申請に関する事項	6
8. 指定管理候補者の選定に関する事項	9
9. 指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項	11
10. 業務委託の中止に関する事項	12
11. リスク管理、責任分担に関する事項	12
12. 業務の引継に関する事項	13
13. 管理運営状況の把握等に関する事項	13
14. 業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	14
15. その他留意事項	14
16. 様式・参考資料	14
17. 問合せ先	14

宮崎県建設技術センター指定管理者募集要領

宮崎県では、「宮崎県建設技術センター」の管理運営について、平成22年4月から指定管理者制度を導入しておりますが、令和6年度をもって今期の指定期間が満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の規定に基づき、令和7年4月からの指定管理者を募集します。

1 施設の概要

名 称	宮崎県建設技術センター
所 在 地	宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559の1
設置目的	優れた建設技術者等の養成及び建設資材の品質管理試験並びに県民の安全で安心な暮らしを支える技術等に対する意識の啓発に資する研修のための施設
施設概要	<p>(1) 宮崎県建設技術センター全体 敷地面積：41,521.7㎡</p> <p>(2) 本館 延床面積：4,339.72㎡ 構造等：RC造3階建 事務室、図書室、情報処理室、視聴覚室、大中小教室、和室、製図室、進路相談室、倉庫</p> <p>(3) 男子寮 延床面積：2,374.52㎡ 構造等：RC造2階建 管理室、宿泊室（洋室（6人部屋）20室）、談話室（和室50畳）、浴室、トイレ、洗面所、洗濯室</p> <p>(4) 女子寮 延床面積：698.70㎡ 構造等：RC造2階建 管理室、宿泊室（洋室（4～6人部屋）4室）、談話室（和室16畳）、浴室、トイレ、洗面所、洗濯室</p> <p>(5) 研修生宿舎 延床面積：1,138.85㎡ 構造等：RC造2階建 管理室、宿泊室（洋室（2人部屋）25室、洋室（個室BT付）3室）、談話室（30畳）、浴室、トイレ、洗面所、洗濯室</p> <p>(6) 食堂 延床面積：754.48㎡ 構造等：RC造平屋建 食堂、厨房</p>

	<p>(7) 建設資料館 延床面積：401.47㎡ 構造等：RC造平屋建 展示物一式</p> <p>(8) 体育館 延床面積：829㎡ 構造等：鉄骨造2階建</p> <p>(9) モータープール 延床面積：688.86㎡ 構造等：軽量鉄骨造平屋建</p> <p>(10) 運転練習場、機械練習場 構造等：アスファルト舗装、一部芝あり</p> <p>(11) 駐車場 構造等：アスファルト舗装</p> <p>(12) グラウンド 250mトラック：土（フィールド内は芝）</p> <p>(13) プール・管理棟 建物面積：224.45㎡ 構造等：RC造、シャワー、トイレ、更衣室、管理室、 25mプール（6コース）</p>
--	--

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 基本方針

施設の設置目的を踏まえ、施設の機能が最大限に発揮されるよう、効果的な人材育成及び施設の利活用促進に向けた管理運営に努めてください。

特に、利用者に対しては適切なサービスの提供を行うとともに、利用者の意見・要望やニーズを把握し、運営改善するなど、サービスの向上を図る必要があります。

(2) 休所日

ア 土曜日及び日曜

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）

なお、指定管理者は、必要があると認める場合、あらかじめ県の承認を得て、休所日を変更することができます。

(3) 利用の許可、制限等

ア 指定管理者は、設備を利用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、設備利用の許

可はできません。

- ・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・宮崎県建設技術センターの施設設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- ・その他宮崎県建設技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。

イ 指定管理者は、設備利用者が次のいずれかに該当するときは、その者の利用の許可を取り消し、又はその者に利用の中止を命じてください。

- ・宮崎県建設技術センターの施設設備をき損し、又はそのおそれがある行為をするとき。
- ・利用許可を受けた機械設備を目的以外に利用したとき。
- ・その他宮崎県建設技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 関係法令の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、以下の法令等を遵守する必要があります。

ア 公の施設に関する条例、宮崎県建設技術センター管理規則（平成 21 年宮崎県規則第 29 号）、その他施設の管理運営に係る県の条例、規則及び諸規程

イ 地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）等の行政関係法令

ウ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）等の労働関係法令

エ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、その他施設・設備の維持管理、保守点検等に関する法令

オ 宮崎県行政手続条例（平成 7 年宮崎県条例第 29 号）

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、宮崎県行政手続条例が適用されるので留意すること。

カ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、宮崎県情報公開条例（平成 11 年宮崎県条例第 36 号）その他情報公開に関する法令

キ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。

ク その他関係法令

(5) 個人情報の保護

施設の管理業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たり、個人情報の保護に関する法律のほか別途協定書で定める個人情報取扱特記事項を遵守する必要があります。

(6) 守秘義務の遵守

管理業務に関し知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。また、指定期間終了後の場合も同様の取扱いとします。

なお、管理業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同等の義務を負わなければならないことに留意してください。

(7) 情報公開への対応

宮崎県情報公開条例の規定に基づき、施設の管理に関して保有する情報の公開に努める必要があります。

(8) 公益通報制度への対応

宮崎県職員公益通報制度実施要綱の規定に基づき、指定管理者並びにその従事者もその通報をし、又はされる対象者となります。

(9) 業務の包括的第三者委託の禁止

施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、県の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

なお、委託し、請け負わせることができる第三者は、個人の場合は本人、団体の場合は役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者以外の者とします。

3 指定管理者が行う業務の範囲（詳細は別紙仕様書による。）

(1) 建設技術者の基礎的訓練並びに知識及び技能の修得に関する業務

ア 宮崎県産業開発青年隊教育（若手建設技術者育成）の実施

宮崎県産業開発青年隊（以下「青年隊」という。）の教育に当たっては、

「土木建設分野において即戦力となる技術者の育成」

「規律正しく豊かな人間性を身につけた社会人の育成」

をコンセプトとして人材育成を実施してください。

なお、教育については、社会的ニーズ等を十分に検討し、魅力的で効果的な教育プログラム等を構築するよう創意工夫に努める必要があります。

① 土木建設分野の基礎知識及び各種技能修得を学ぶ基礎課程の実施

② 土木建設分野の専門知識及び各種技能修得を学ぶ専攻課程の実施

③ 青年隊隊員への生活指導、監督の実施

※上記①、②を併せた定員は、60人です。

イ 青年隊に係る募集及び就職支援の実施

魅力的な教育プログラムや応募要領等を広く一般に周知・案内し、入隊者の確保を図る必要があります。また、青年隊修了見込み者に対して、就職支援に努める必要があります。

ウ 青年隊授業料の徴収や各種証明書発行など青年隊の実施に付帯する一切の業務

(2) 宮崎県建設技術センターの利用に関する業務

ア 施設の利用許可に関する業務

管理規則に基づき利用許可業務を行う。

イ 使用料の徴収及び納入に関する業務（別途委託契約を締結）

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に定める使用料（各教室及び体育館、宿泊施設）

ウ 研修生宿舎、男子寮、女子寮の運営及び給食の提供に関する業務

(3) 宮崎県建設技術センターの維持及び保全に関する業務

(4) その他管理運営に必要な業務

ア 庶務・経理に関する業務

イ 県、関係団体等との連絡調整に関する業務

ウ 利用者数及びニーズ調査、要望対応等の統計調査に関する業務

エ 事業計画書、収支計画書の作成及び提出に関する業務

オ 事業報告書、収支報告書等決算に関する書類の作成及び提出に関する業務

カ 運営状況等を記載した業務日報、業務報告書(毎月)の作成及び提出に関する業務

キ 指定管理期間の終了にあたっての引継業務に関する業務

ク その他管理運営に必要な業務（県との協議による。）

(5) 自主事業について

指定管理者は、宮崎県建設技術センターを活用して、県内で働く技術者等を対象とした

自主事業を実施することができます。

(例)

- ・各種資格取得講習や技能修得・訓練
- ・経営者・管理職のマネジメント研修など

※なお、指定管理者が自主事業を実施する場合は、事前に県と協議する必要があります。

4 指定期間

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときには、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 経理に関する事項

(1) 管理に要する経費

宮崎県建設技術センターの管理に要する経費は、県から支払う指定管理料により賄うこととします。

ア 指定管理料

以下に定める基準価格の範囲内で、申請者から各年度の金額の提案を求めます。

なお、指定管理料の具体額は、提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上、協定書の中で定めます。

イ 基準価格 年額 99,900千円 (消費税及び地方消費税(10%)を含む。)
総額(5年間) 499,500千円 (同上)

ウ 指定管理料の返還

指定管理料には以下の経費を計上していますが、計上している金額に満たない場合は、その差額を県に返還することになります。

・車両維持修繕費	}	年額 6,318千円 (税込)
・施設修繕費		
・青年隊員傷害保険料		

エ 消耗品等の物品

指定管理料には、消耗品購入費(1品5万円未満の物品)が含まれていますので、指定管理者が購入してください。

1品5万円以上の物品については、協議の上、必要であれば県が予算の範囲内で購入し、無償貸与します。

(2) 県有備品等の取扱い

宮崎県建設技術センターに備えてある県有備品等は、指定管理者が使用できます。

使用する県有備品等は、適正に維持管理し、指定期間満了の日に、県に返還しなければなりません。

(3) 区分会計の独立と管理口座

施設管理に関する会計について、指定管理者は、自身の法人等、自主事業等の他の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくこととなります。

(4) 公租公課、保険

ア 公租公課

指定管理者は、法人税や事業所税などが課税される場合がありますので、必要

に応じて、管轄の市町村、税務署等の関係機関にお問い合わせください。

イ 保険

県所有の施設に係る火災保険の経費は、県の負担とします。

なお、指定管理者には、産業開発青年隊に係る傷害保険、また、以下に示す指定管理者の帰責事由に基づく賠償に必要な保険の経費を負担していただきます。

- ・施設損害賠償責任保険
- ・自動車任意保険

6 募集に関する事項

(1) 募集要領の配布

- ア 配布期間・時間 令和6年7月1日（月）から令和6年9月2日（月）まで
平日 午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 配布場所 宮崎県県土整備部管理課（宮崎県防災庁舎9階）
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話 0985-26-7175 FAX 0985-26-7312
- ウ 募集に関する情報は、県のホームページ（<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/>）からダウンロードすることも可能です。
また、郵送を希望する場合、上記宛先まで250円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、請求してください。

(2) 現地説明会の開催

- ア 開催日時 令和6年7月17日（水） 午後2時から午後4時まで
- イ 開催場所 宮崎県建設技術センター（本館1階進路指導室）
〒889-1602 宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559番地1
電話 0985-85-1515
- ウ 参加申込方法
様式第11号により、令和6年7月16日（火）午後5時15分までに、17問合せ先に提出してください。
現地説明会にご参加いただいた団体の名称については、公表する場合があります。差し支えがある場合は、事前にお申し付けください。

(3) 質問事項の対応

募集要領の内容等に関する質問事項について次のとおり対応します。

- ア 受付期間 令和6年7月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで
- イ 問合せ先 17のとおり
- ウ 受付方法 様式第12号により、郵送（期限内必着）、FAX又は電子メールで提出してください。口頭、電話による質問は受け付けません。
- エ 回答方法 質問者及び現地説明会参加者全員に、FAX又は電子メールにより、随時回答します。（質問・回答内容は、県ホームページにより公表します。）

7 申請に関する事項

(1) 申請者の資格要件

指定管理者の申請資格を有するには、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体である必要があります。

- ① 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ③ 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑨ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第66条の2第1項の規定に基づく食品衛生責任者を配置することができること。（外部委託可）
- ⑩ 土木建設分野に係る技術、技能の修得、実習、訓練等の教育を適正かつ安全に行うために、次の資格を有する者を配置することができること、又は土木建設に関する職業訓練機関の指定を受けている、若しくはこれに準ずる団体として公的機関から登録若しくは認定され、土木建設に関する教育・訓練について十分な実績を有していること。
 [建設技術者の基礎的訓練並びに知識及び技能の修得に関する業務に必要な資格等]
 - ・ 数学、工業の教育職員免許等
 - ・ 建設機械運転・操作等の技能に関する職業訓練指導員
 - ・ 測量士、技術士、1級土木施工管理技士等の資格を有する者
 - ・ 上記に準ずる資格等として、指導・教育に関する十分な実務経験を有する者

(2) 複数の団体による共同応募（グループ申請）

複数の団体でグループを構成して申請（以下「グループ申請」という。）する場合、次の事項について留意してください。

- ① 適切なグループの名称を設定し、代表となる団体又は代表者を選出する必要があります。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- ② 代表となる団体は、7(1)①～⑩の要件を、その他の構成団体は(1)②～⑩の要件を満たす必要があります。
- ③ グループの構成団体は、別のグループ申請の構成団体となること又は単独で申請することはできません。
- ④ グループ申請の場合は追加書類があります。グループを構成する理由・必要性やグループ内における業務分担等について明記してください。

(3) 申請手続

ア 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の書類を提出してください。

なお、グループ申請の場合、定款や決算書類等の個別の団体に関する書類は、構成する全ての団体のものが必要です。

1	指定管理者指定申請書	(様式第1号)
2	事業計画書	(様式第2号)
3	収支計画書	(様式第3号)

4	定款、規約又はこれらに準ずる書類 (任意様式)
5	法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの） 法人以外の団体にあつては、代表者の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
6	直近3事業年度分の決算書類（事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録。 これらが無い場合は、これらに準ずる書類） ※ 新たに設立する又は設立初年度の団体にあつては、収支予算書又はこれに類する書類に代えてください。 ※ 設立2年目の団体にあつては前事業年度に係る決算書類、3年目の団体にあつては前事業年度及び前々事業年度に係る決算書類を提出してください。
7	団体の概要及び業務内容、実績等が確認できる書類 (様式第4号)
8	国税及び地方税に関する納税証明書（未納がないことの証明書）（過去1年分） ※ 新たに設立する団体及び設立初年度の団体にあつては、不要です。
9	役員の名、生年月日及び住所を記載した書類 (様式第5号)
10	個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 (様式第6号)
11	誓約書 (様式第7号)
12	配置する職員の資格及びこれまでの業務経歴等 (任意様式)
(グループ申請の場合の追加書類)	
13	グループ構成団体一覧表 (様式第8号)
14	グループ応募届 (様式第9号)
15	グループ協定書 (様式第10号)

注) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）については、申請書に添付がなければ申請を受け付けることはできませんが、その記載内容（実施状況等）については、審査における配点の対象外です。

イ 提出部数

正本1部 副本3部（副本は複写可）

※ 副本は、製本やホチキス留めは行わないでください。

ウ 受付期間・時間

令和6年8月1日（木）から令和6年9月2日（月）まで

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

エ 提出方法・場所

持参又は郵送（書留郵便により受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこと）により以下の場所に提出してください。

宮崎県県土整備部管理課（宮崎県防災庁舎9階）総務担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

オ 留意事項

- ① 申請書類は、日本工業規格のA4サイズとします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- ② 申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。
- ③ 提出された申請書類は原則として返却いたしません。
- ④ 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ⑤ 提出後の申請書類の訂正及び差し替えは原則として認めません。ただし、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- ⑥ 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第13号）を提出してください。

- ⑦ 申請書類は、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報又は団体の正当な利益を害するおそれのある情報等を除き、開示の対象になることがあります。
- ⑧ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の選定の公表その他必要な場合には、一部又は全部を無償により、応募者の許諾無しで使用できるものとします。
- ⑨ 申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

8 指定管理候補者の選定に関する事項

指定管理候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、次のとおり審査を行い、最も優れた申請者を選定します。

(1) 審査・選定方法

ア 書類審査

書類審査により、7(1)で示した資格要件の適合、その他の形式的要件について書類審査を行います。

審査結果については、速やかに、申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

イ 宮崎県建設技術センター指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査

選定委員会は、以下の委員により構成します。

役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	出 口 近 士	宮崎大学 名誉教授
委 員	田 中 克 弥	公認会計士
委 員	大 谷 幸一郎	宮崎県建設産業団体連合会 事務局長
委 員	加 行 進	宮崎県高等学校PTA連合会 監事
委 員	高 吉 哲 生	宮崎市清武総合支所長

選定委員会においては、書類審査を通過した申請者に対し、プレゼンテーションやヒアリングを実施し、8(2)～(4)に示す選定基準等に基づき審査します。

審査の具体的な実施日時、場所、方法等については、別途申請者に通知します。

ウ 宮崎県建設技術センター指定管理候補者選定会議（以下「選定会議」という。）による確認

選定会議は、以下の委員により構成します。

役 職	所 属 ・ 役 職
議 長	県土整備部長
副議長	県土整備部次長（総括）
委 員	県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）
委 員	管理課長
委 員	行政改革推進室長

選定会議では、選定委員会の審査結果を、8(2)～(4)に示す選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかの確認を行います。

エ 指定管理候補者の選定、公表

知事の決裁により、指定管理候補者を選定します。

結果については、指定管理候補者選定後速やかに、選定委員会に参加した申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

また、県ホームページにおいても、申請者名や審査結果等の概要を公表します。

なお、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、申請者ごとの得点状況、審査概要等について開示する場合があります。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき行います。

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、宮崎県建設技術センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 事業計画書の内容が、地域への貢献等に配慮したものであること。

(3) 審査項目・配点

(2)の選定基準をもとに、以下に示す審査項目、配点により審査します。

選定基準	審査項目	配点	
①住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	10	
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応		
	その他（平等な利用の確保に関する提案等）		
②宮崎県建設技術センターの効用を最大限に発揮する事業計画	施設の設置目的の理解と課題の認識	50	
	人材育成		効果的な建設技術者の育成の提案
			民間建設技術者(既就職者)に対する人材育成の考え方
	施設		利用者サービスの向上に関する提案
			施設の活性化、利用者増への取組に関する提案
			施設等の維持管理の適格性
利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映			
施設管理者の業務に対する意欲			
③経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	10	
	業務遂行のための適切な経費の積算		
	管理業務の効率化と経費縮減に関する考え方・提案		
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）	25	
	職員の能力育成（研修体制）		
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）		
	過去の類似事業の実績、評価		
	リスク管理の具体的な対応策		
	安全管理・危機管理への対応		
	個人情報保護への対応		
	情報公開への対応		
事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性			

⑤地域への貢献等	環境保全への対応	5
	地域経済への配慮	
	地域住民や関係団体との連携・交流の取組等	
	障がい者の就労支援への対応	
合計		100

(4) 最低基準点の設定

指定管理候補者として選定されるための最低基準点を、以下のとおり設定します。

○選定委員会：全委員の合計点数の100分の60以上の得点を得ること。

○選定会議：総配点の100分の60以上の得点を得ること。

これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、指定管理候補者として選定されない場合があります。

この場合、以下のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとします。

- ・再公募を行う。
- ・申請者から改めて事業計画書を提出していただき、それに基づき審査・選定する。
- ・最高得点の申請者を、事業計画内容の改善を条件に認める。

なお、審査の結果同点の場合は、8(3)の②「宮崎県建設技術センターの効用を最大限に発揮する事業計画」が最も高い申請者を指定管理候補者に選定します。

(5) 選定対象の除外等

申請者が次のいずれかに該当するときは、指定管理候補者の選定の対象から除外します。

また、指定管理者の指定後に次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、指定の取消しを行います。

- ① 複数の事業計画書を提出したとき。
- ② 選定委員会の委員、当該事務に関係する県職員に個別に接触したとき。
- ③ 申請書類等の記載内容に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 県が支払う指定管理料について、県が示す基準価格を超える提示をしたとき。
- ⑤ その他、募集・選定等に当たり不正な行為があったと県が認めたとき。

9 指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、宮崎県議会の議決を経て、指定管理者として指定し、その旨告示する予定です。

なお、正式に指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理候補者に事故がある場合等は、選定されなかった申請者のうちから指定管理候補者を選定する場合があります。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定の後、県と指定管理者は双方協議の上で、指定管理業務に関し、指定期間中の基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとの「年度協定」を締結します。

また、協定に定める事項について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、県と指定管理者が協議の上定めることとします。

基本協定の主な内容は、以下のとおりです。

- ・指定管理者が行う管理業務の範囲の詳細に関する事項
- ・指定管理者が行う管理業務の実施の詳細に関する事項
- ・県が支払う指定管理料に関する事項
- ・リスク管理、責任分担等の詳細に関する事項
- ・連絡体制、随時の報告、実地調査、利用者満足度調査等に関する事項

- ・指定の取消し等に関する事項
- ・管理業務の引継ぎ等に関する事項
- ・個人情報保護、情報公開に関する事項
- ・協定の変更に関する事項
- ・その他施設の状況に応じて必要な事項

指定管理者が指定後、協定の締結までの間に次に示す事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ・正当な理由なく協定の締結に応じないとき
- ・財務状況の悪化等により指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ・著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

10 業務委託の中止に関する事項

指定管理者が行う業務のうち、3(1)「建設技術者の基礎的訓練並びに知識及び技能の修得に関する業務」については、定員に対して入隊者が著しく少なく、また、一定の入隊者の確保が見込めないと判断された場合(2年継続して定員の3割を下回る場合など)は、協議の上、業務委託を中止することがあります。(指定管理期間の2年目以降から適用します。)

11 リスク管理、責任分担に関する事項

県と指定管理者のリスク管理、責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

なお、詳細については、県と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

また、指定管理者が負担すべき事項について、県が特別の事情があると認めた場合は、その一部を免除することができることもあります。

項目	内容等	県	指定管理者
1 消耗品の購入	5万円未満の物品		○
2 消耗品及び備品の購入	5万円以上の物品	○	
3 施設、設備、備品、資料等の損傷など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの(1件の修繕費が50万円未満のもの)		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの(1件の修繕費が50万円以上のもの)	○	
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
4 管理、運営に係る事故等による第三者への損害賠償	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
5 不可抗力への対応	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象)に起因する施設修繕	○	

	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務以外に発生した業務に係るもの（感染症等の影響による収入減、事業中断等による経費増を含む）	△	
6	物価変動、金利変動、税制の変更による運営経費の増		○
7	法制度の改正、政治、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増	○	
8	事業終了時の対応	指定期間が終了した場合、又は指定期間途中で指定取消を受けた場合における撤収・施設等の原状回復・引継に要する費用	○
9	上記以外で、規則及び仕様書に記載のないもの		双方協議

(注) △は別途、県との協議が必要。

12 業務の引継に関する事項

(1) 現在の指定管理者からの引継

指定を受けた後、次期指定期間当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、現在の指定管理者から十分な事務引継等を行っていただきます。

また、指定期間前に事務引継等に要した費用は全て新たな指定管理者の負担とします。

(2) 指定期間満了時の次期指定管理者への引継

指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取り消されたとき等は、施設・設備等の原状回復、備品・管理に必要なデータ等の引き渡しとともに、県又は次期指定管理者に十分な事務引継等を行っていただきます。

13 管理運営状況の把握等に関する事項

県は、施設の適正な管理運営の確保等に努めるため、指定管理者に対し定期的に業務の実施状況や施設利用・収支状況等の報告を求めるとともに、実地調査を行うなど施設の管理運営状況の十分な把握に努めることとします。

なお、各施設の管理運営状況（施設利用・収支状況等）は、県ホームページで毎年公表しています。

また、指定管理者は、県民サービスの向上に資するために、意見箱の設置、アンケートの実施等により利用者の満足度や意見・苦情等を把握するとともに、建設技術者育成に係るニーズの把握、魅力的な教育内容の検討などを行い、その結果を業務改善の反映に積極的に取り入れるよう努めるものとします。

県では、指定管理者の業務が、管理の基準等を満たしていないと判断した場合、指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

※ 指定管理者が行う管理業務に係る出納関連事務については、「県監査委員監査」「包括外部監査」など、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項及び第252条の42第

1 項の規定により、監査の対象となることがあります。

14 業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、県は指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、これにより県に生じた損害については、指定管理者は賠償するとともに、次期指定管理者が円滑な業務遂行ができるよう十分な事務引継等を行っていただく必要があります。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

天災、事故等の不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否等について、県と指定管理者の間で協議を行うこととします。

15 その他留意事項

公の施設の管理者であることを鑑み、審査項目に掲げる視点で積極的な提案を行うほか、指定期間中の運営においても、適切な管理運営体制の確保や県民サービスの向上に努めてください。

16 様式・参考資料

- ・宮崎県建設技術センター管理運営業務仕様書
- ・宮崎県建設技術センター指定管理者募集様式集
- ・資料集

17 問合せ先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県県土整備部管理課総務担当

電話 0985-26-7175

FAX 0985-26-7312

E-mail kanri@pref.miyazaki.lg.jp